世田谷区建築物浸水予防対策要綱を改正しました 令和2年6月30日より施行しております

届出の対象となる建築物を拡充しました

近年、台風や集中豪雨により、世田谷区内で浸水被害が多く発生しています。局地的な激しい集中豪雨の発生に加え、浸水対策を講じていない建築物が計画されていることが原因の一つです。

このような状況を踏まえ、「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」の一部を改正し、届出の対象を世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて浸水の予想される区域内の建築物に拡充しました。

建物の浸水対策を十分に行うとともに、浸水状況及び流域対策等を把握し、浸水被害が起こらないように備えましょう。

改正内容について■

- □世田谷区建築物浸水予防対策要綱 第3条 対象建築物に次の(3)を加える。
 - (1) 建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物
 - (2) 建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物
 - (3) <u>世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の</u> 建築物

区のホームページからご覧いただけます(世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ(多摩川版・全区版))

世田谷区 洪水・内水氾濫ハザードマップ







□施行日

令和2年6月30日

□届出に関することなどを区のホームページに掲載しています。

世田谷区 建築物浸水予防対策要綱







詳しくは以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先

世田谷区 都市整備政策部 建築調整課 建築調整担当 電話 03-6432-7162 FAX 03-6432-7985